

令和元年度東京都税制調査会 第 2 回 小委員会

「2 金融所得課税に関する資料」

令和元年 7 月 1 6 日

「2 金融所得課税に関する資料」 目次

資料名	頁
利子所得の課税の概要	1
主要国の利子課税の概要	2
配当課税の概要	3
主要国の配当課税の概要	4
株式等譲渡益課税の概要	5
主要国の株式譲渡益課税の概要	6
上場株式配当・譲渡益課税の変遷	7
所得税の構造	8
申告納税者の所得税負担率	9
合計所得金額に占める金融所得の割合	10
年代別金融資産保有残高について	11
都道府県別の金融所得に係る税収（平成29年度）	12
金融所得課税の一体化	13
（参考1）財務省 「所得税の課税方式」	14
（参考2）金融庁 「平成31年度税制改正要望項目」	18

利子所得の課税の概要

利 子 所 得	所 得 税	住 民 税
特定公社債の利子、公募公社債投資信託及び 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	<p style="text-align: center;">申告分離課税（20%） 又は申告不要</p> <p style="text-align: center;">（15%の所得税の源泉徴収） （5%の地方税の特別徴収）</p>	
預金及び特定公社債以外の公社債の利子、 合同運用信託及び 私募公社債投資信託の収益の分配等（注）	<p style="text-align: center;">源泉分離課税（20%）</p> <p style="text-align: center;">（15%の所得税の源泉徴収） （5%の地方税の特別徴収）</p>	

- 注1 同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする。
 注2 財務省ホームページより抜粋。

主要国の利子課税の概要

(2018年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>源泉分離課税^(注1)</p> <p>20%</p> <p>(所得税:15% + 地方税:5%)</p>	<p>総合課税</p> <p>10~37% + 州・地方政府税^(注2)</p> <p>(ニューヨーク市の場合 州税:4.00~8.82% 市税:2.7~3.4% + 税額の14%の付加税)</p>	<p>段階的課税(分離課税)</p> <p>4段階 0、20、40、45%^(注3)</p>	<p>申告不要(分離課税)</p> <p>※総合課税も選択可^(注4)</p> <p>26.375%</p> <p>(所得税:25% + 連帯付加税:税額の5.5%)</p>	<p>分離課税と総合課税の選択^(注5)</p> <p>(分離課税)</p> <p>30%</p> <p>(所得税:12.8% + 社会保障関連諸税:17.2%)</p> <p>又は</p> <p>(総合課税)</p> <p>17.2%~62.2%</p> <p>(所得税:0~45% + 社会保障関連諸税:17.2%)</p>

注1 特定公社債等の利子等については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となる。

2 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

3 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、利子所得のうち、5,000ポンド(75万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、5,000ポンド超33,500ポンド(499万円)以下のブラケットに対応する部分には20%、33,500ポンド超150,000ポンド(2,235万円)以下のブラケットに対応する部分には40%、150,000ポンド超のブラケットに対応する部分には45%の税率が適用される。また、貯蓄控除として、20%の税率が適用される者は1000ポンド(15万円)が、40%の税率が適用される者は500ポンド(7万円)が、それぞれ利子所得から控除される。

4 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

5 2018年予算法において、利子、配当、譲渡益に係る所得税について分離課税と総合課税を選択できるようになった。利子・配当は原則として源泉徴収の対象となるが、前年の参照課税所得(課税所得に一部の所得控除(配当収入に係る控除等)を加算して戻したもの)が一定以下の者は、源泉徴収を受けずに申告分離課税を選択することができる。

6 邦貨換算レートは、1ポンド=149円(裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

7 財務省ホームページより抜粋。

配当課税の概要

区 分		概 要
公募株式投資信託の収益の分配等		<ul style="list-style-type: none"> ・総合課税 上場株式等の配当等 × 10～55%（所5～45%、住10%） （配当控除適用可） ・申告分離課税 上場株式等の配当等 × 20%（所15%、住5%） のどちらかを選択 （申告不要とすることも可）
剰余金の配当、 利益の配当、 剰余金の分配等	上場株式等の配当 （大口以外）等 （注1）	
	上 記 以 外	
	1回の支払配当の金額が、 $10\text{万円} \times \frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの	総合課税（配当控除）（所5～45%、住10%） （20%の源泉徴収） （所20%） 確定申告不要 （20%の源泉徴収） （所20%）

- 注1 「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%未満である者が支払を受ける配当をいう。
 2 この他、平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
 3 財務省ホームページより抜粋。

主要国の配当課税の概要

(2018年1月現在)

	日本 ^(注1)	アメリカ ^(注2)	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告分離と総合課税との選択</p> <p>(申告分離) 20% (所得税:15%+個人住民税:5%)</p> <p>又は</p> <p>(総合課税) 10~55%</p> <p>(注)源泉徴収(20%(所得税15%+個人住民税5%))のみで申告不要を選択することも可能。</p>	<p>段階的課税(分離課税)(連邦税)</p> <p>3段階 0、15、20%^(注3)</p> <p>+</p> <p>総合課税(州・地方政府税)^(注3)</p> <p>（ニューヨーク市の場合 州税：4.00~8.82% 市税：2.7~3.4% + 税額の14%の付加税</p>	<p>段階的課税(分離課税)</p> <p>3段階 7.5、32.5、38.1%^(注4)</p>	<p>申告不要(分離課税) ※総合課税も選択可^(注5)</p> <p>26.375%</p> <p>（所得税:25% + 連帯付加税:税額の5.5%</p>	<p>分離課税と総合課税との選択 ^(注6)</p> <p>(分離課税) 30%</p> <p>（所得税:12.8% + 社会保障関連諸税:17.2%</p> <p>又は</p> <p>(総合課税) 17.2~62.2%</p> <p>（所得税:0~45% + 社会保障関連諸税:17.2%</p>
法人税との調整	<p>配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)</p>	<p>調整措置なし</p>	<p>配当所得一部控除方式 (配当所得を5,000ポンド (75万円)控除)</p>	<p>調整措置なし</p>	<p>配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入) (総合課税選択の場合)</p>

注1 上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。

注2 適格配当(配当落ち日の前後60日の計121日間に60日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当)についてのものである。

注3 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、38,600ドル(436万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、38,600ドル超のブラケットに対応する部分には15%、425,800ドル(4,812万円)超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

注4 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、配当所得のうち、33,500ポンド(499万円)以下のブラケットに対応する部分には7.5%、150,000ポンド(2,235万円)以下に対応する部分には32.5%、150,000ポンド超に対応する部分には38.1%の税率が適用される。

注5 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

注6 2018年予算法において、利子、配当、譲渡益に係る所得税について分離課税と総合課税を選択できるようになった。利子・配当は原則として源泉徴収の対象となるが、前年の参照課税所得(課税所得に一部の所得控除(配当収入に係る控除等)を加算して戻したもの)が一定以下の者は、源泉徴収を受けずに申告分離課税を選択することができる。

注7 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

注8 財務省ホームページより抜粋。

株式等譲渡益課税の概要

	概 要
上 場 株 式 等 (<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上場株式 ▪ E T F ▪ 公募投資信託 ▪ 特定公社債) 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 申告分離課税 </div> <p>上場株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ※ 源泉徴収口座における確定申告不要の特例 </div> <p>源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、繰越控除 </div> <p>上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年の上場株式等の配当所得等の金額から控除可。</p> <p>上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額からの繰越控除可。</p>
一 般 株 式 等 (上場株式等以外の株式等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 申告分離課税 </div> <p>一般株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p>

注1 平成25年1月から平成49年12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。
 2 財務省ホームページより抜粋。

主要国の株式譲渡益課税の概要

(2018年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告分離課税</p> <p>20%</p> <p>〔 所得税:15% + 個人住民税:5% 〕</p> <p>※ 特定口座において源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可 20% (所得税:15%+個人住民税:5%)</p>	<p>段階的課税(分離課税)(連邦税)</p> <p>3段階 0、15、20%^(注1)</p> <p>+ 総合課税(州・地方政府税)^(注1)</p> <p>〔 ニューヨーク市の場合 州税:4.00~8.82% 市税:2.7~3.4% + 税額の14%の付加税 〕</p> <p>※ 12ヶ月以下保有の場合、 10~37%+州・地方政府税^(注1)</p>	<p>段階的課税(分離課税)</p> <p>2段階 10、20%^(注2)</p>	<p>申告不要(分離課税) ※総合課税も選択可^(注3)</p> <p>26.375%</p> <p>〔 所得税:25% + 連帯付加税:税額の5.5% 〕</p>	<p>分離課税と総合課税の選択^(注5)</p> <p>(分離課税) 30%</p> <p>〔 所得税:12.8% + 社会保障関連諸税:17.2% 〕 又は (総合課税) 17.2~62.2%</p> <p>〔 所得税:0~45% + 社会保障関連諸税:17.2% 〕</p> <p>※ 総合課税の場合、保有期間に応じた控除の適用後、他の所得と合算</p>
非課税限度等	—	—	土地等の譲渡益と合わせて年間11,300ポンド(168万円)が非課税	貯蓄者概算控除 ^(注4)	—

注1 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、38,600ドル(436万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、38,600ドル超のブラケットに対応する部分には15%、425,800ドル(4,812万円)超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される(単身者の場合)。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

注2 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、33,500ポンド(499万円)以下のブラケットに対応する部分には10%、33,500ポンド超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される。

注3 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

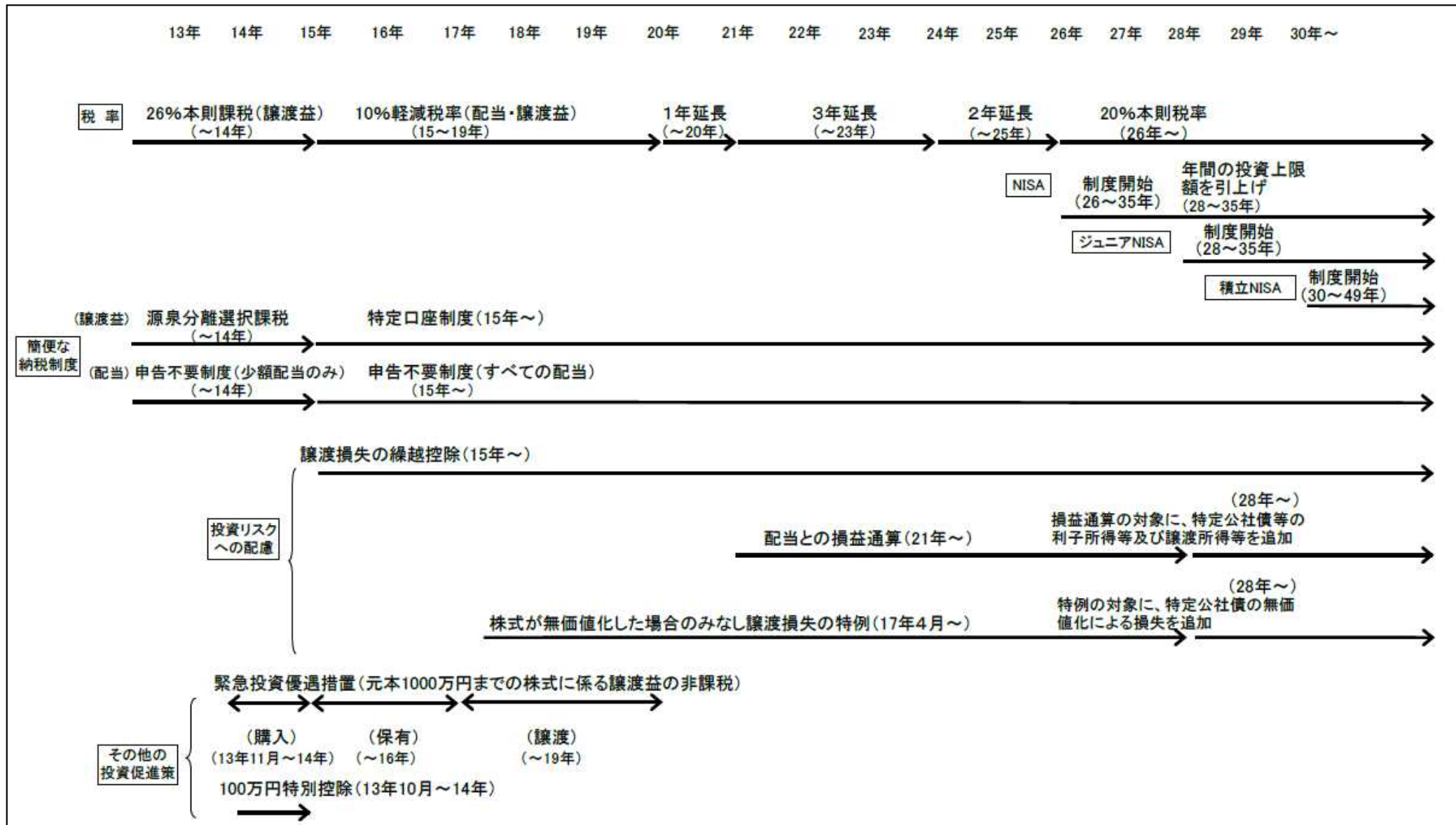
注4 当該控除の適用により、利子・配当を含む資本所得については、合計801ユーロ(11万円)に達するまでは課税されない。

注5 2018年予算法において、利子、配当、譲渡益に係る所得税について分離課税と総合課税を選択できるようになった。

注6 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=149円、1ユーロ=132円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成30年(2018年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

注7 財務省ホームページより抜粋。

上場株式配当・譲渡益課税の変遷



注 財務省ホームページより抜粋。

所得税の構造

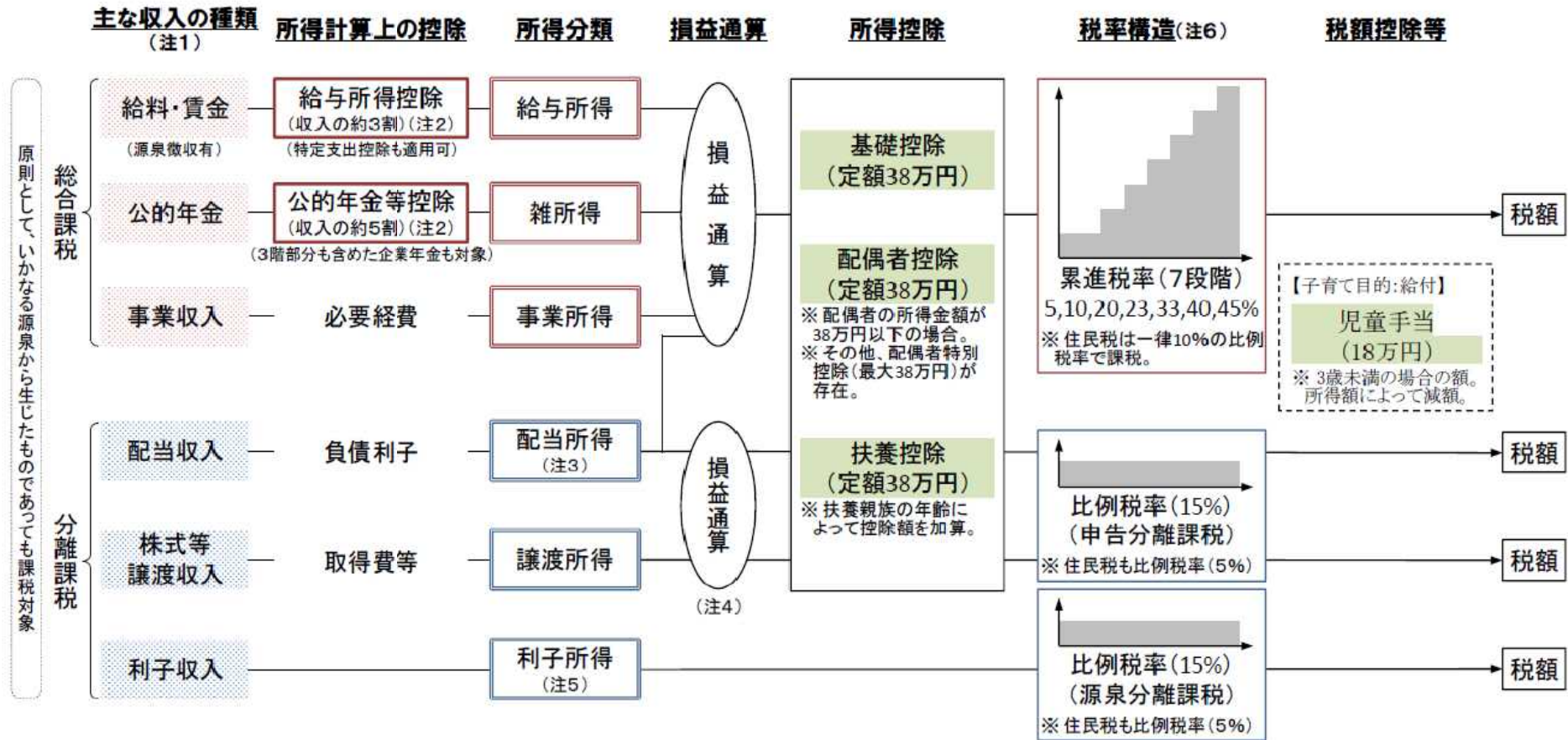
個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。



注1 このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

2 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

3 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可。また、損失額は他の所得金額と通算不可。

4 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

5 平成28年1月1日以後、「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

6 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

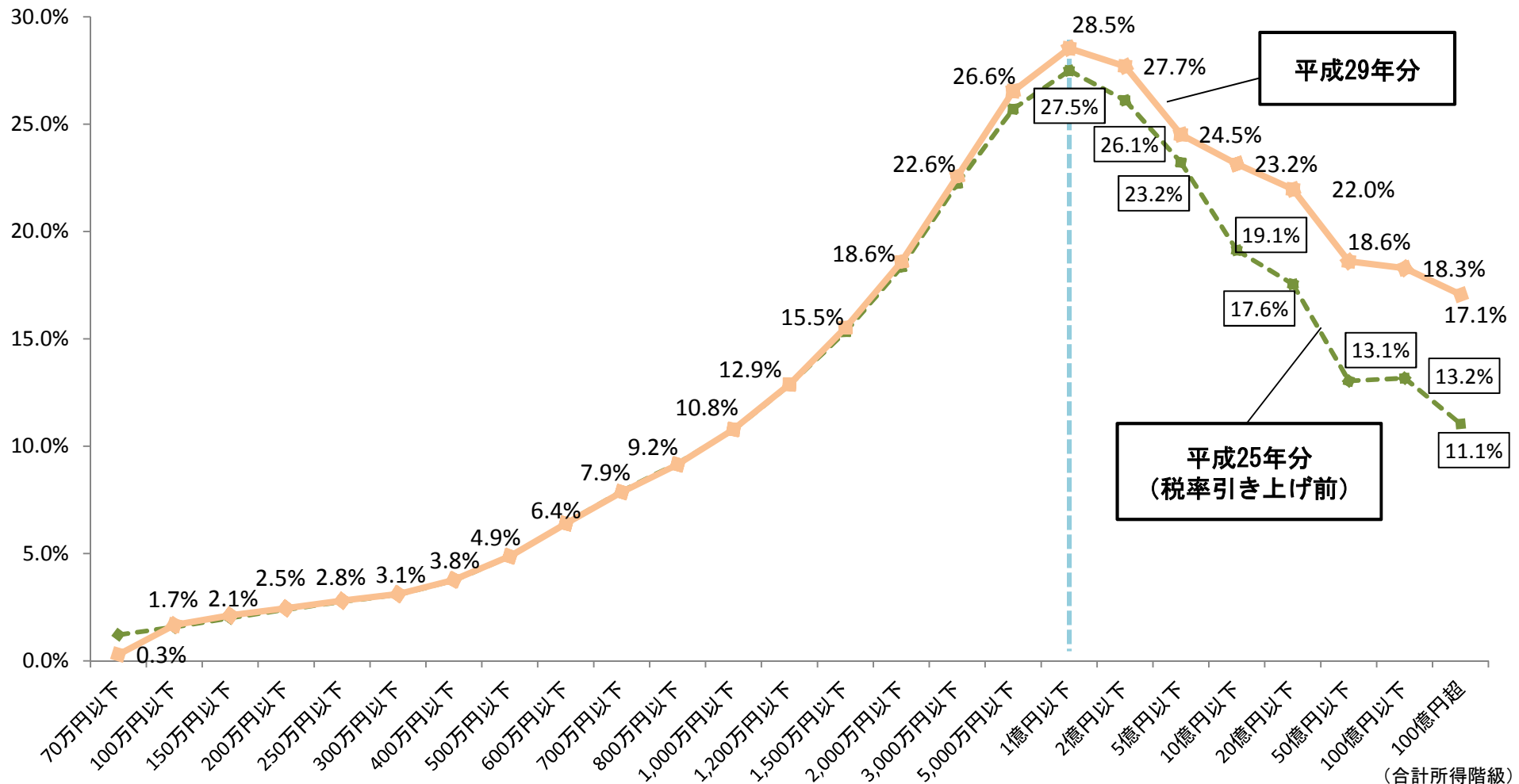
7 上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

8 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

9 「第2回税制調査会 参考資料」(2016年9月15日)より抜粋。

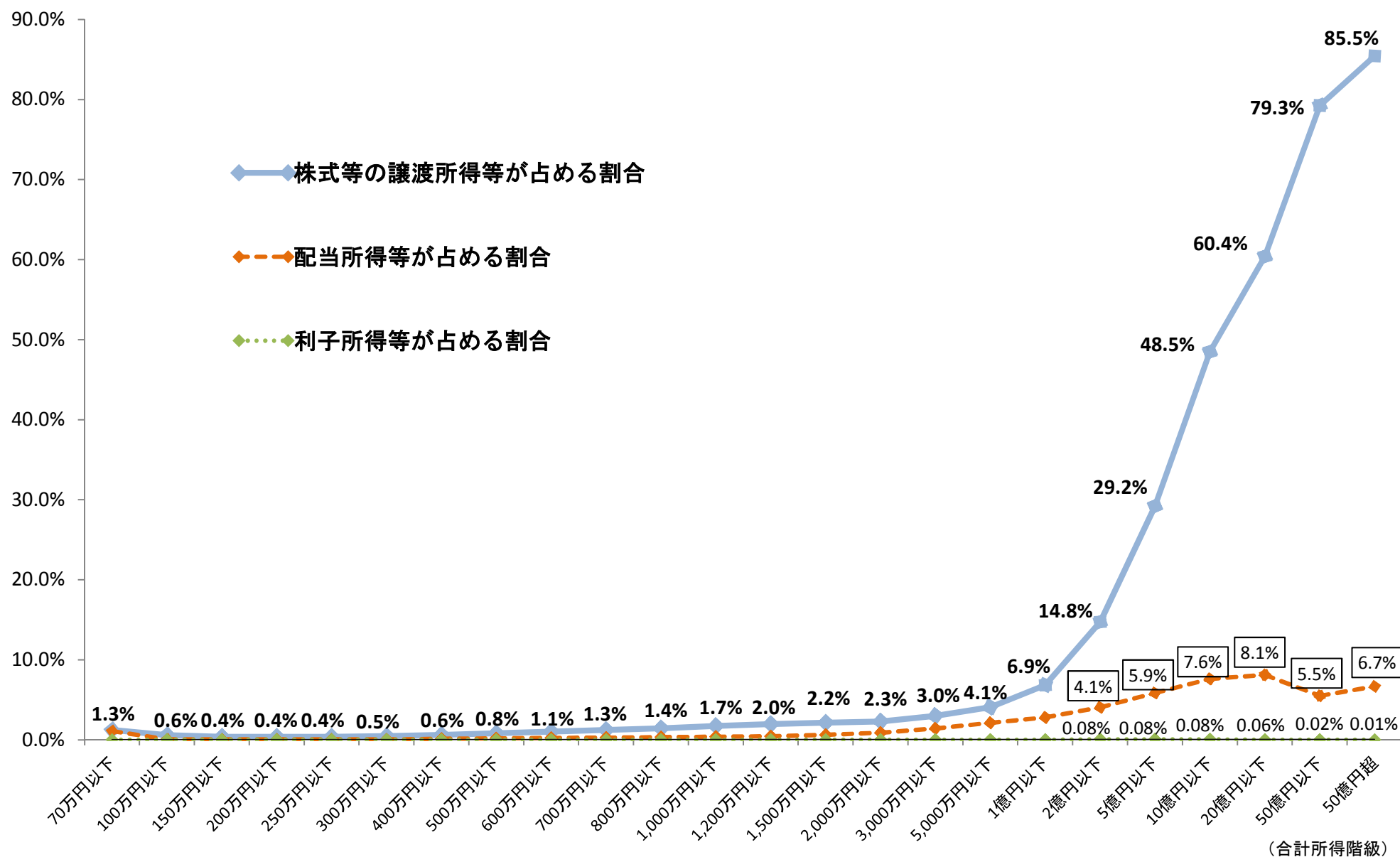
申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



注1 「第19回税制調査会参考資料」（平成30年10月23日）及び国税庁「申告所得税標本調査（税務統計からみた申告所得税の実態）」より作成。
 注2 負担率は、所得階級別の合計所得金額を分母に、源泉徴収税額と申告納税額の合計税額を分子にして算出した。
 注3 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
 また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

合計所得金額に占める金融所得の割合

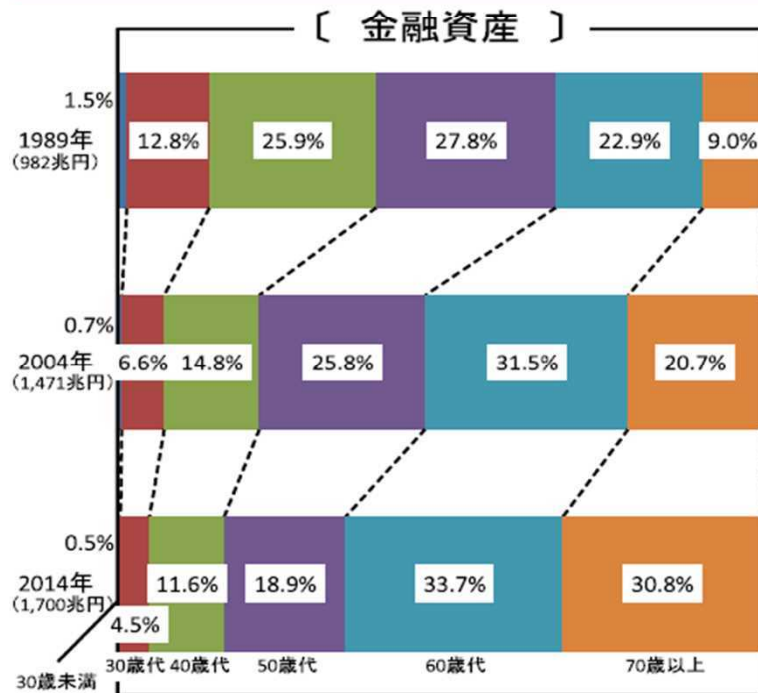


注1 国税庁「申告所得税標本調査（税務統計からみた申告所得税の実態）」より作成。
 注2 過去5年分（平成25年分から平成29年分まで）の各合計所得階級ごとの平均を算出した。
 注3 平均は、過去5年分の所得金額の合計を分母とし、過去5年分の株式等の譲渡所得等、配当所得等、利子所得等の金額の合計を分子として算出した。
 注4 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

年代別金融資産保有残高について

- 近年、相続財産に占める割合が増加している金融資産について、年代別の残高をみると、この20年間で60歳代以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳代以上が約6割(約1,000兆円)の資産を保有。

年代別金融資産残高の分布の推移



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」により作成

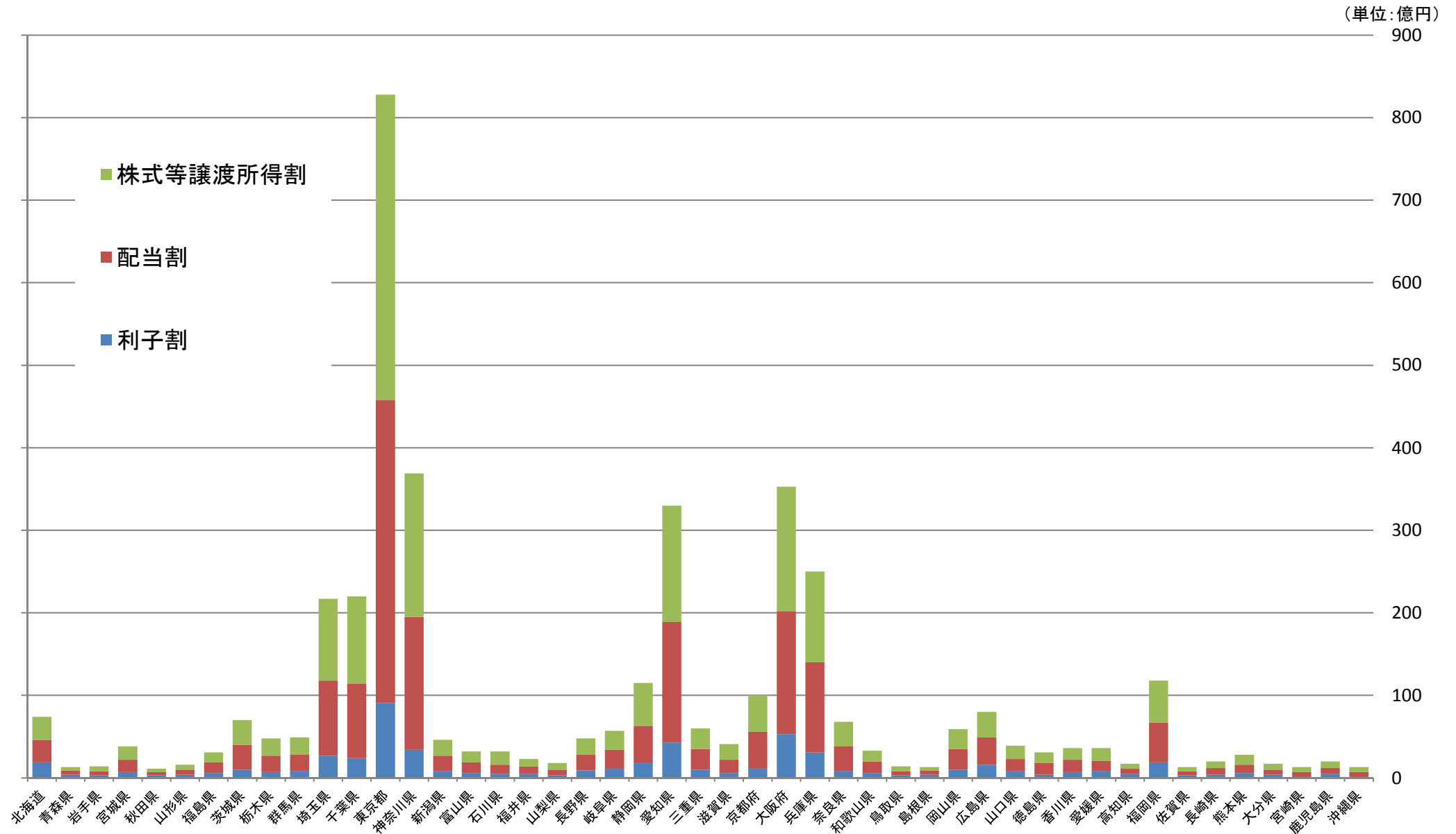
年代別金融資産保有総額(兆円)



(出所)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

注1 「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債権・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。
 注2 「第18回 税制調査会」(2018年10月17日)参考資料より抜粋。

都道府県別の金融所得に係る税収（平成29年度）

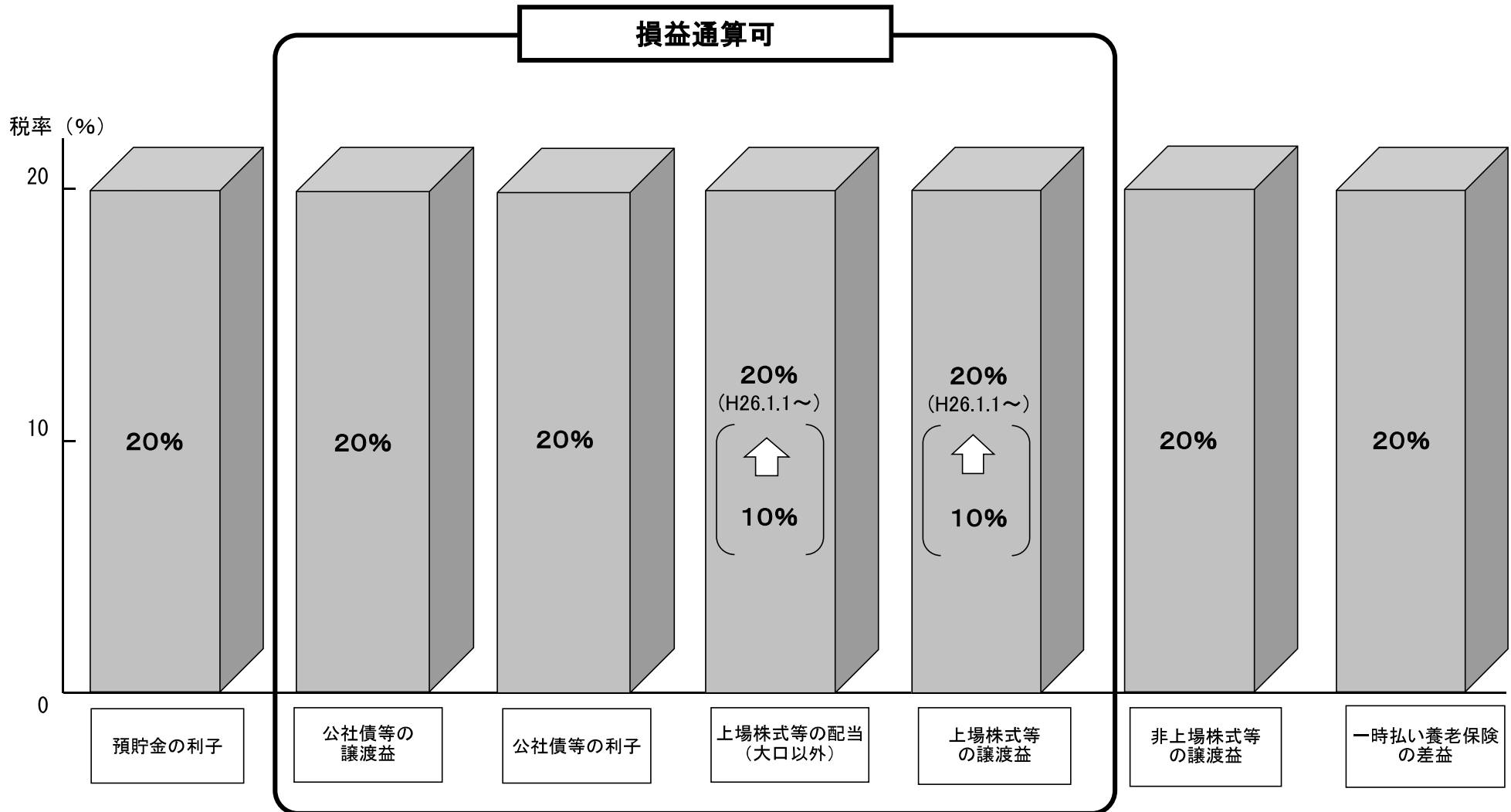


注1 総務省「平成29年度都道府県決算カード」より作成。

注2 金融所得に係る税収は、各都道府県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割の合計税収である。

金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。

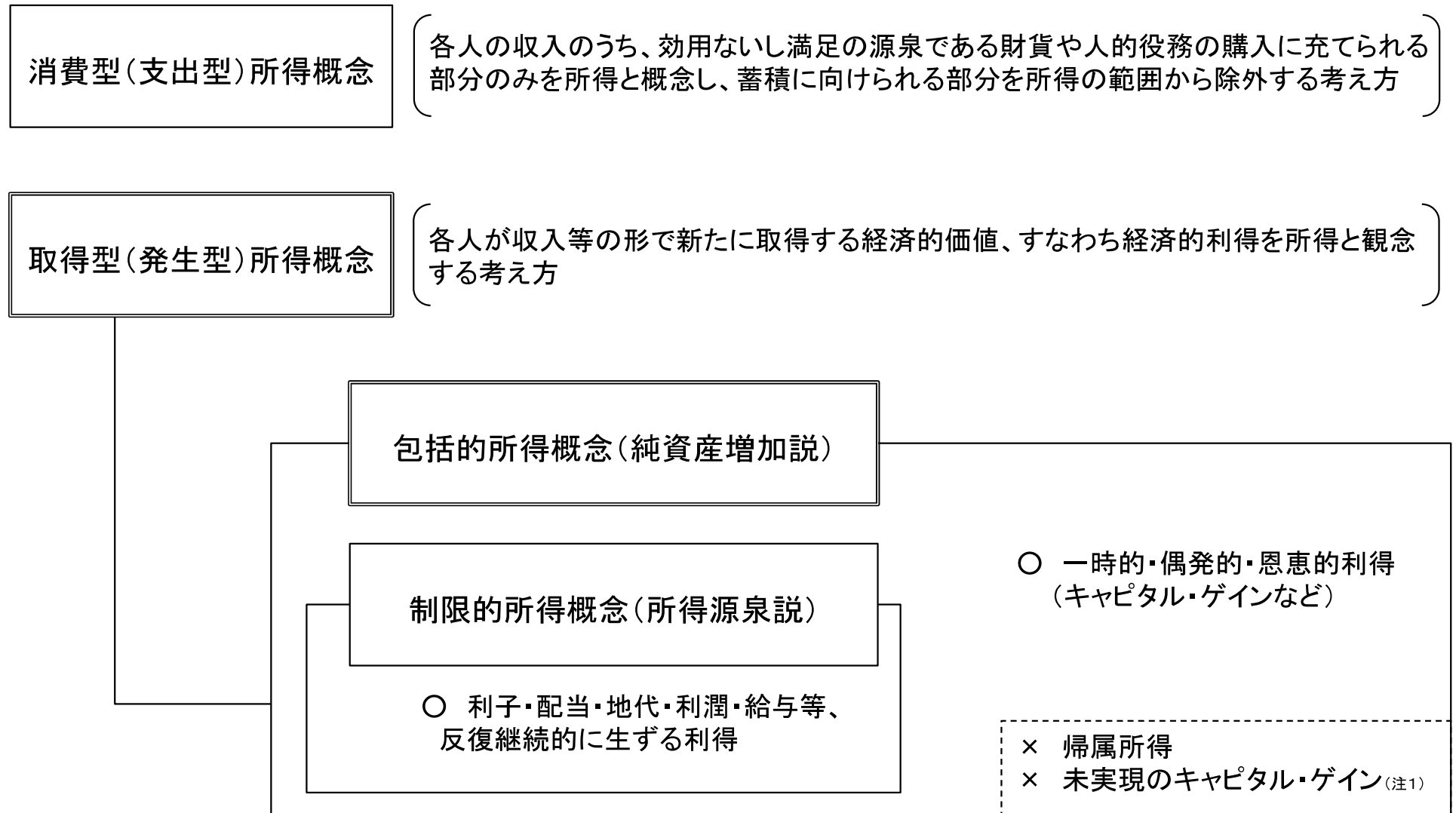


注1 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 注2 税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。
 注3 財務省ホームページより抜粋。

財務省 「所得税の課税方式」

(第 19 回税制調査会 (2018 年 10 月 23 日) 資料より)

所得の概念

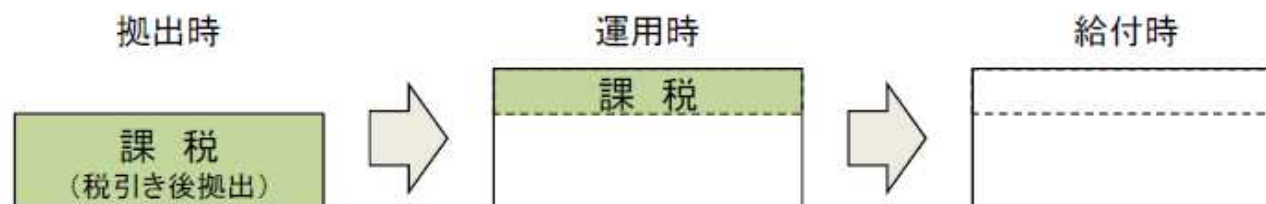


注1 平成27年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

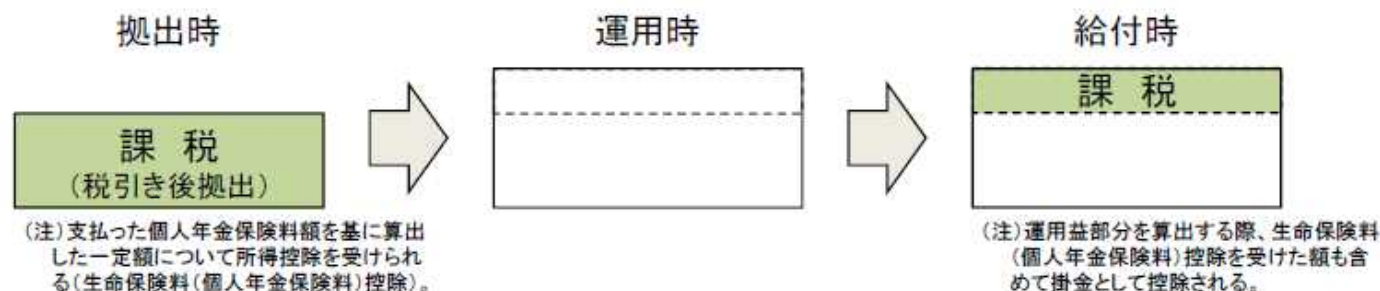
2 「第19回税制調査会 参考資料」(2018年10月23日)より抜粋。

所得税における貯蓄等に対する課税のあり方(イメージ)①

【基本的考え方】取得型(発生型)所得概念の下での包括的所得税では、あらゆる経済的利得について発生時点で課税ベースに算入されることから、拠出時課税(Tax)、運用時課税(Tax)、給付時非課税(Exempt)(TTE型)となる。



【① 個人年金保険】加入者の掛金拠出は税引き後の所得から行われ、運用益は給付時に課税される。(TET型)

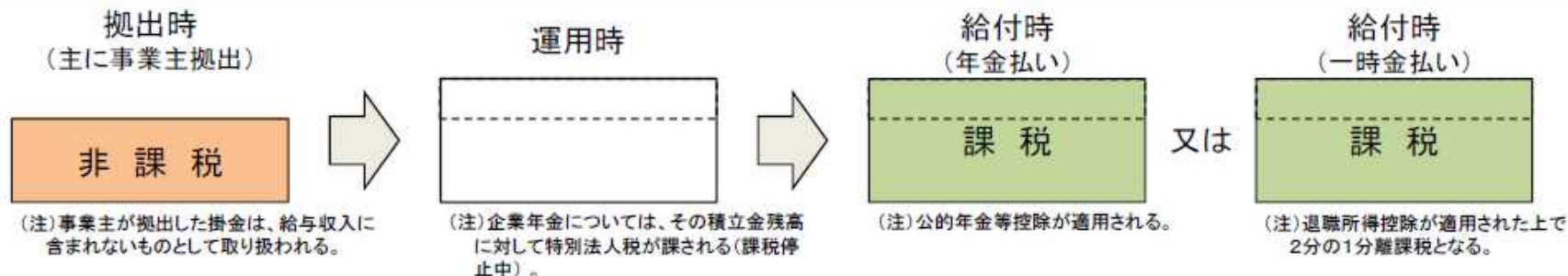


【② NISA、障害者等マル優等、財形住宅・年金貯蓄】政策的配慮により運用益が非課税とされる。(TEE型)

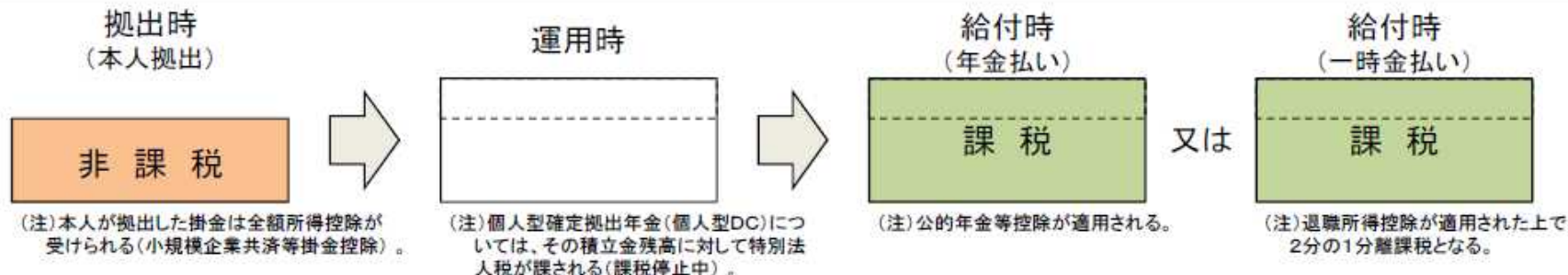


所得税における貯蓄等に対する課税のあり方(イメージ)②

【③ 企業年金、中小企業退職金共済】事業主が拠出した掛金は、給与収入に含まれないものとして取り扱われ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



【④ 個人型確定拠出年金(個人型DC)、小規模企業共済】加入者が拠出した掛金は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



【⑤ 公的年金、国民年金基金】事業主・本人が拠出した保険料は全額所得控除が認められ、運用益とともに給付時に課税される。(EET型)



注「第19回税制調査会 参考資料」(2018年10月23日)より抜粋。

金融庁 「平成 31 年度税制改正要望項目」

平成31年度税制改正(税負担軽減措置等)要望事項—金融庁①

<NISA制度の恒久化>

【現状及び問題点】

○ NISA制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、**家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着**しつつあるが、時限措置であるため、**制度の持続性の確保**を求める声が多い。

※1 口座数:約1,168万件、買付額:約14兆円(一般・つみたての合計、2018年3月末時点)

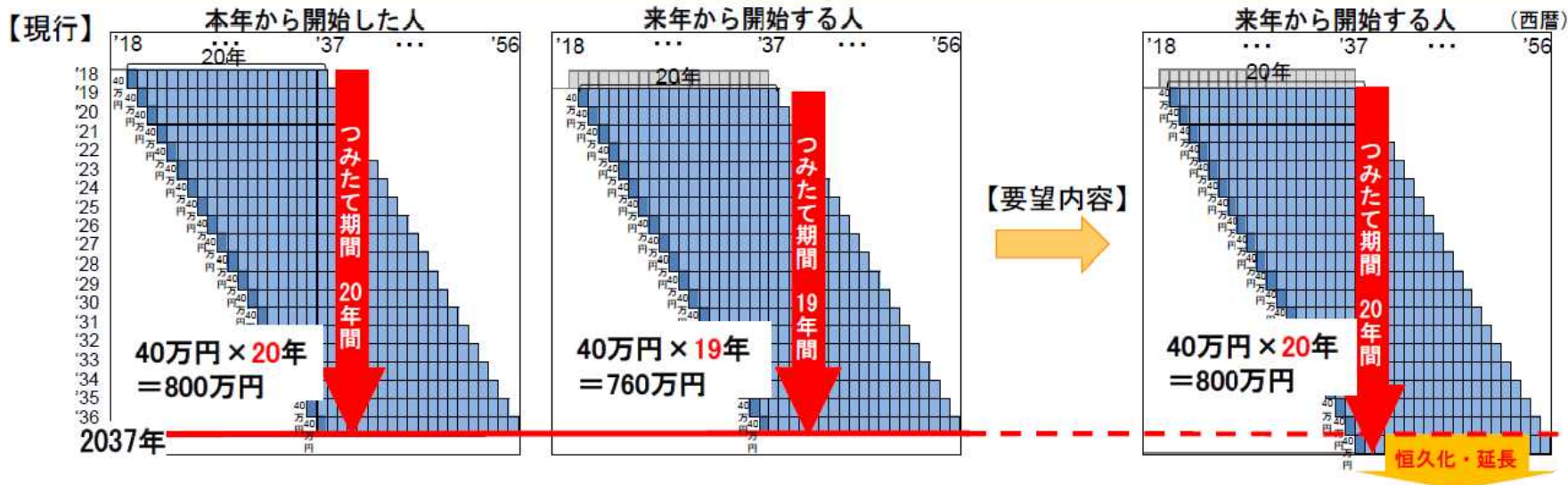
※2 「一般NISA」等は2023年まで、「つみたてNISA」は2037年までの時限措置

○ 特に、「つみたてNISA」については、本年から投資を開始する人は**20年間**のつみたて期間が確保できる一方、来年以降は、つみたて期間が一年ずつ縮減し、長期の積立投資を奨励する制度であるにもかかわらず、**20年のつみたて期間が確保されない**。

【要望事項】

○ **家計の安定的な資産形成を継続的に後押し**する観点から、**NISA制度**(一般・ジュニア・つみたて)について、**恒久措置**とすること。

○ なお、「**つみたてNISA**」については、開始時期にかかわらず、**20年間**のつみたて期間が確保されるよう、**制度期限(2037年)を延長**すること。



注1 上記要望は、平成31年度税制改正大綱には盛り込まれていない。

2 金融庁「平成31年度税制改正要望項目」(平成30年8月)より抜粋

平成31年度税制改正(税負担軽減措置等)要望事項—金融庁②

<NISA口座保有者の出国に伴う対応>

【現状及び問題点】

- NISA口座保有者(一般NISA、つみたてNISA)が海外転勤等により**一時的に出国する場合**、既にNISA口座で保有している商品は**課税口座に払い出されることになる**。また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA口座に戻す(移管する)ことはできない。

【要望事項】

- NISA口座保有者が、海外転勤等により**一時的に出国する場合**など、日本を離れている間であっても**引き続きNISA口座を利用**できるようにすること。

【要望内容】



【平成31年度税制改正大綱(抜粋)】

当該居住者等がその出国の日の前日までに当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨、引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨、帰国をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨その他の事項を記載した届出書(以下「継続適用届出書」という。)の提出をしたときは、その出国の時から、その者が当該金融商品取引業者等の営業所の長に、帰国をした年月日、当該非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の事項を記載した届出書(以下「帰国届出書」という。)の提出をする日と当該継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間は、その者を居住者等に該当する者とみなして、本措置を引き続き適用する。この場合において、当該帰国届出書の提出をする日までは、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができないこととする。

平成31年度税制改正(税負担軽減措置等)要望事項—金融庁③

〈相続した株式の譲渡における相続税(株式分)の取扱いに関する見直し〉

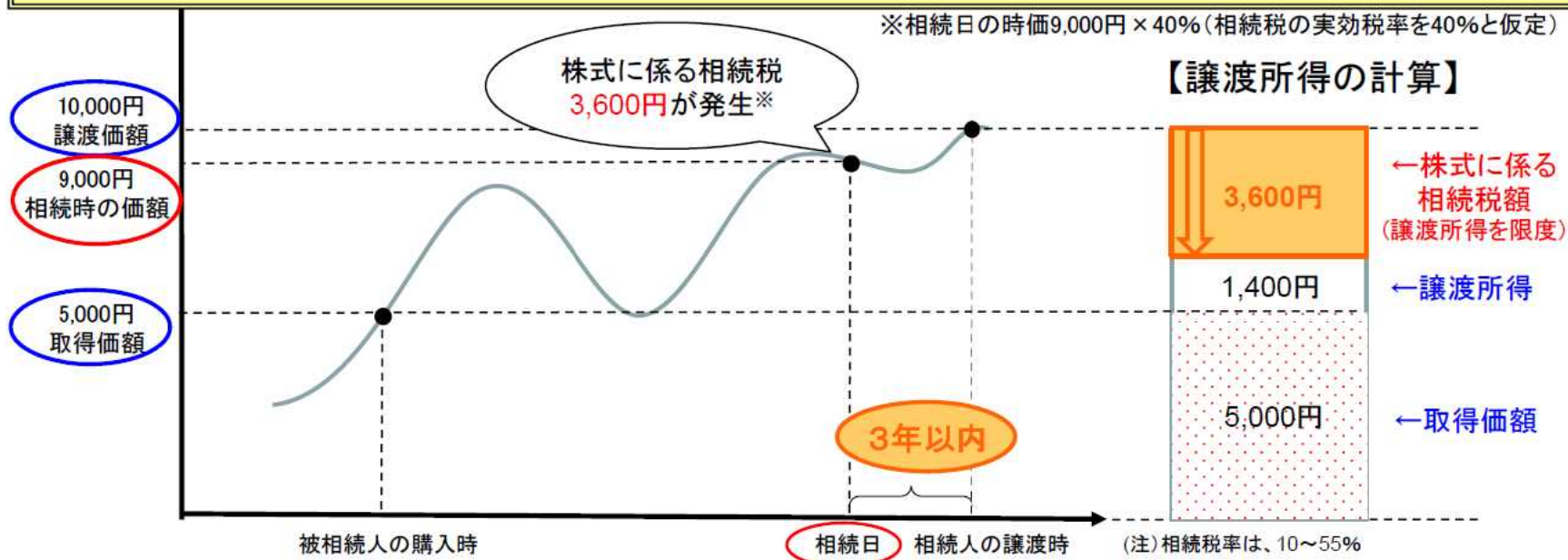
【現状及び問題点】

- 相続人が、相続した上場株式等を売却する場合、その売却が**3年以内**ならば、当該株式に係る相続税分を譲渡所得から差し引くことが可能(相続税と所得税の負担の調整)。
- しかしながら、3年以内に売却しなければ、当該相続税分は全く考慮されないことから、相続後、**3年以内の株式売却を助長**している(税制が国民の資産選択を歪めている)との指摘がある。

【要望事項】

世代を通じた長期の株式保有を促す観点から、当該売却期間に関する**制限(3年以内)**を撤廃し、国民の資産選択に歪みを与えない(相続後の株式売却を助長しない)よう、税制を整備すること。

(注)国民の資産選択に歪みを与えない観点から、上場株式等の相続時の評価に係る見直しについても併せて要望。



注1 上記要望は、平成31年度税制改正大綱には盛り込まれていない。

2 金融庁「平成31年度税制改正要望項目」(平成30年8月)より抜粋。

平成31年度税制改正(税負担軽減措置等)要望事項—金融庁④

〈金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〉

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【要望事項】

投資家が**多様な金融商品に投資しやすい環境を整備**し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

注1 上記要望は、平成31年度税制改正大綱には盛り込まれていない。

2 金融庁「平成31年度税制改正要望項目」(平成30年8月)より抜粋。

平成31年度税制改正(税負担軽減措置等)要望事項—金融庁⑤

＜教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化及び拡充＞

【現状及び問題点】

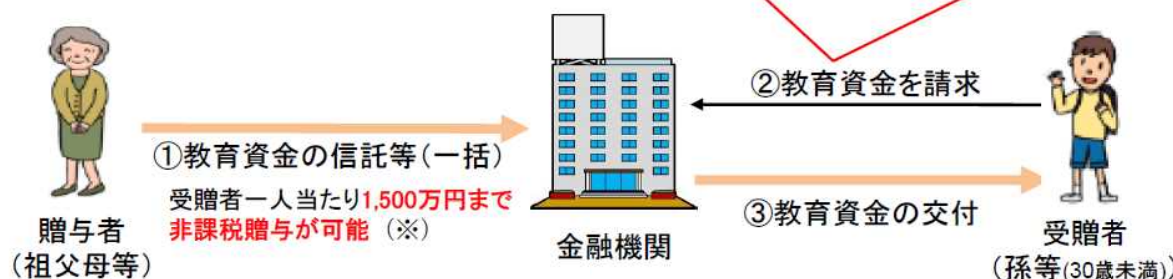
- **世代間の資産移転を後押し**し、贈与された資金が教育資金として有効に活用される仕組みとして、教育資金一括贈与の特例が平成25年4月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
- 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、子育て世代の教育費負担は重く、**特例の継続(恒久化)**を求める声が多い。
- また、金融機関から教育資金を払い出す際に、少額であっても、教育目的であることを証明できる領収証の提出が求められることが利用促進を阻害しているため、**事務手続の簡素化**を求める声がある。

【要望事項】

- ・**世代間の資産移転を後押し**するため、平成31年3月末までの時限措置とされている本特例を**恒久措置**とすること。
- ・教育資金の交付請求時における領収書の提出要件の緩和(1万円以下を3万円以下まで引き上げ)など、**事務手続の簡素化等**を図ること。

【制度の概要】

【現行】1万円以下の支出については、領収書に代えて明細書の提出が可能。
 【要望事項】明細書の提出が可能な範囲を3万円以下に引き上げること。



※ 教育費以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税。

＜教育資金贈与信託の受託状況＞



【平成31年度税制改正大綱(抜粋)】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。